

中津川市放課後児童健全育成事業実施要綱

中津川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成19年9月1日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（運営主体）

**第2条** 本事業は適切な運営を実施できると認められた者（以下「児童クラブ」という。）が行うものとする。

2 前項の児童クラブは、市長が指定する。

（対象児童）

**第3条** 本事業の対象となる児童（以下「利用児童」という。）は、法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童等の健全育成上指導を要する児童も加える事ができるものとする。

（運営）

**第4条** 児童クラブは、本事業を運営するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第31号。以下「条例」という。）第10条第3項に定める放課後児童支援員を配置し、利用児童を受け入れること。
- （2） 法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）、条例その他の関係法令等を遵守すること。
- （3） 家庭、放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- （4） 地域における利用児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第3項の規定に基づき、本事業を行う他の児童クラブと相互に連携を図り、地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努める。

（施設）

**第5条** 本事業は、小学校の余裕教室又は小学校敷地内の専用施設のほか、小学校近隣の公共施設等の社会資源を活用して実施するものとする。

- 2 本事業と同じ施設等内で、放課後子ども教室等のすべての児童を対象とした活動拠点の提供等を行う活動を併せて行う場合には、条例第9条の規定により、利用児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養する為の機能が十分確保されたものでなければならない。
- 3 本事業は、法第6条の3第2項に基づき、利用児童の健全な育成を図るため、衛生及び安全が確保された設備を備えて実施するものとする。
- 4 本事業を実施する施設の専用区画等（条例第9条第3項に規定する専用区域等をいう。以下同じ。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。
- 5 公共施設等を活用して専用区画等を設ける場合であって、利用児童が安全に移動及び利用ができる場合は、前項の規定にかかわらず、該当公共施設の既存のトイレ、手洗い場及び調理スペースを当該公共施設と供用するよう努めるものとする。

（事業の内容）

**第6条** 本事業は、次の内容及び機能を有するものとする。

- （1） 利用児童の健康管理、情緒の安定の確保
- （2） 出欠確認をはじめとする利用児童活動中、来所及び帰宅時の安全確保
- （3） 利用児童の活動状況の把握
- （4） 遊びの活動への意欲及び態度の形成
- （5） 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の形成
- （6） 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施
- （7） 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援
- （8） 基本的な生活習慣の確立のための支援
- （9） その他利用児童の健全な育成を図る上で必要な活動

（児童クラブの組織）

**第7条** 児童クラブは、保護者会を設置するものとする。

- 2 保護者会は、5人以上の委員で組織する役員会を設置し、代表者1人を置くものとする。
- 3 児童クラブは、放課後児童支援員のうち、専任の支援員を1名以上配置するものとする。
- 4 児童クラブは、本事業と併せて本事業の趣旨と異なる活動又は公共性に欠けた活動をしてはならないものとする。
- 5 児童クラブは、政治的又は宗教上の組織に属さず、かつ、政治的又は宗教上の活動を行っては

ならないものとする。

(開設届)

**第8条** 委託を受けようとする児童クラブの代表者は、あらかじめ事業内容を記載した、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブ開設届
- (2) 主な職員の氏名及び経歴の確認できる書類の写し
- (3) 当該児童クラブ運営規程の写し

(指導、調査等)

**第9条** 本事業の適正かつ円滑な運営を期するため、市は、法第34条の8第3項の規定により必要に応じて児童クラブの調査を行い、運営の指導を行うものとする。

2 児童クラブは、前項による調査のための資料を市に提出するとともに、指導があった場合は、当該指導に従い運営を改善するものとする。

(書類の提出)

**第10条** 本事業を行う児童クラブの代表者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の実施計画書
- (2) 当該年度の実績報告書

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。